

放送大学学内広報委員会規程

平成24年3月14日
放送大学規程第5号
改正 令和2年3月3日

(設置)

第1条 教授会に、放送大学教授会規程（平成22年放送大学規程第2号）第8条に基づき、学内広報委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 大学通信の編集及び発行に関する事項
- 二 アニュアルレビューの編集及び発行に関する事項
- 三 在学生及び教職員に対する学内広報に関する事項（告知番組に関する事項を除く。）

2 前項各号に掲げる事項については、関連する委員会等との連携を図りつつ審議を進めるものとする。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 学長が指名する教授又は准教授 1名
- 二 各コースの教授又は准教授 各1名
- 三 学長が指名する学習センター所長 1名
- 四 総務部長
- 五 学習センター支援室長

(任期)

第4条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、年度の途中において委嘱された委員の任期は、当該年度の末日までとする。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、学長が指名する委員をもって充てる。
- 3 副委員長は、委員長が指名する。

第6条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(議事)

第7条 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

- 2 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員会は、必要に応じて、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(ワーキンググループ)

第9条 委員会に特定の事項を調査、審議させるため、必要に応じてワーキンググループを置くことができる。

- 2 ワーキンググループに関し必要な事項は、委員会が定める。

(事務)

第10条 委員会の事務は、関連課等の協力を得て、総務部広報課において処理する。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月13日）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月3日）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。